

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハッピーマート東一宮店

所在地 津山市東一宮一〇〇一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ハッピーマート

住所 岡山市北区岡町一三二六

代表者の氏名 代表取締役 日野 輝久

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前)

名称 株式会社ハッピーマート

住所 岡山市岡町一三二六

(変更後)

名称 株式会社天満屋ハッピーマート

住所 岡山市北区岡町一三二六

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前)

名称 株式会社ハッピーマート

住所 岡山市岡町一三二六

(変更後)

名称 株式会社天満屋ハッピーマート

住所 岡山市北区岡町一三二六

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平成二十一年九月一日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

平成二十一年九月一日ほか

二 届出年月日

平成二十一年十月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年十一月十日から平成二十二年三月十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課